

わらわら

平成29年
9月1日発行

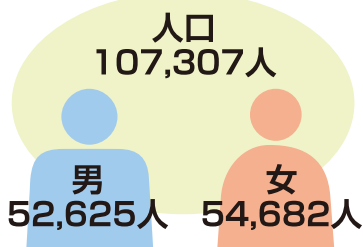
高齢者のみなさまに感謝の気持ちを込めて



老人福祉施設大和園 敬老祝賀会の様子(昨年)

管内の人口と世帯数

(平成29年8月1日現在)



主な内容

本庁舎移転・ホームページリニューアルのお知らせ	2
平成29年第2回もとす広域連合議会臨時会開催	2
もとす広域連合人事行政の運営等の状況	3
もとす広域連合管内の介護保険利用状況	4
こんにちは幼児療育センターです	6
大和園からのお知らせ	7
休日急患診療所のご案内	7
地域包括支援センターだより	8

移転先での業務開始、新ホームページの公開は、
9月19日(火)の予定です



移転先場所

本巣市役所真正分庁舎内
(本巣市下真桑1000番地)

よりいっそう、住民のみなさまに身近な広域連合を目指します。



新ホームページURL

<http://www.motosu-union.gifu.jp>
 幼児療育センター、大和園等、各施設からの情報もたくさんお届けします。

本庁舎(総務課・介護保険課)が
移転します！

✨
もとす広域連合の
✨

ホームページが変わります！



平成29年第2回 もとす広域連合議会臨時会開催

平成29年第2回もとす広域連合議会臨時会
が、7月24日1日間の会期で、本巣市役所本庁
舎3階の議場において開催されました。

専決処分による報告1件、条例の改正1件、
平成29年度の補正予算2件の議案が上程され、
いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等
されました。

報告第2号 専決処分の報告について

議案第10号 もとす広域連合障害支援区分
認定審査会設置条例の一部を改
正する条例について

議案第11号 平成29年度もとす広域連合般
会計補正予算(第1号)について

議案第12号 平成29年度もとす広域連合老
人福祉施設特別会計補正予算
(第1号)について

もとす広域連合人事行政の運営等の状況 (平成28年度)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数

区分	平成28年4月1日 職員数	平成28年度中 退職者数	採用者数	平成29年4月1日 職員数
一般行政職	79人	2人	2人	79人
医療職 (看護師等)	9人	2人	3人	10人
医療職 (栄養士等)	3人	0人	0人	3人
技能労務職	6人	1人	1人	6人
合計	97人	5人	6人	98人

(2) 級別職員数 (平成28年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的 職務	主事	主任	課長補佐、 係長又はこれ に相当する職務	会計管理者又は 特に高度な業務 を行う課長補佐	課長又はこれ に相当する職務	事務局長 又はこれに 相当する職務	
一般 行政職	38	23	14	4	0	0	79
構成比	48.10%	29.12%	17.72%	5.06%	0.00%	0.00%	100.00%

※もとす広域連合の給与条則に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

2 職員の人事評価の状況

区分	事務局長	次長、課長 又は施設長	課長補佐又は 施設長補佐	主任主査又は 係長	主査以下
1次評価者	広域連合長	事務局長	課長又は 施設長	課長補佐又は 施設長補佐	主任主査 又は係長
2次評価者	—	広域連合長又は 担任副広域連合長	事務局長	課長又は施設長	課長又は 施設長
評価項目	能力評価及び業績評価				
評価期間	能力評価: 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで 業績評価: 4月1日から翌年3月31日まで				
活用分野	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎				

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢 (平成28年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	242,191円	38歳11月
医療職 (保健師等)	280,922円	45歳0月
医療職 (栄養士等)	292,800円	41歳7月
技能労務職	209,083円	40歳3月

(3) 職員手当

扶養手当	・配偶者月額13,200円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人について月額11,000円 ・15歳～22歳までの子への加算1人につき月額5,000円
住居手当	・家賃の額が月額12,000円を超える借家等月額27,000円以内
通勤手当	・通勤距離(片道)2km以上に ・自家用車使用者月額2,000円～31,600円 ・交通機関等利用者 定期券等額
特殊勤務手当	・老人福祉手当月額515円(看護師等) 日額840円(介護職員等) ・日額805円(調理員) 月額18,000円(介護支援専門員) ・養護訓練手当日額145円 ・し尿処理手当日額700円 ※1日当たり支給額は1日の時間数が6時間以上で適用 4時間以上6時間未満は1/2適用
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき時間単価×1.35倍
宿日直手当	・1回4,200円 ※特殊な勤務1回7,200円
管理職員特別 勤務手当	・1回8,000円
夜間勤務手当	・深夜(22時から翌朝5時の間)勤務した場合 勤務1時間につき時間単価×0.25倍
休日勤務手当	・祝日及び年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき時間単価×1.35倍
管理職手当	・課長以上の職員 給料月額×役職に応じた支給率(10%～13%)
期末手当	・6月期1.225月分 12月期1.375月分
勤労手当	・勤務成績に応じて支給 給料等月額×期間率×成績率

(2) 初任給基準 (平成28年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	178,200円	158,800円	146,100円

区分	大学卒	短大卒
医療職 (看護師等)	208,000円	195,900円

区分	大学卒	短大卒
医療職 (栄養士等)	184,400円	162,200円

区分	高校卒	中卒
技能労務職	143,500円	135,500円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間		閉庁日
始業時刻	終業時刻	
午前8時30分	午後5時15分	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 年次有給休暇 (付与日数: 期間 1年につき20日)

取得の状況 (平成28年1月1日～平成28年12月31日)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取得率 (B) / (A)
3,682日	551日	98人	5.6日	15.0%

(3) その他の休暇制度

種類	付与日数・期間等
病気休暇	必要最小限度の期間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
骨髄若しくは末梢血幹細胞提供のための休暇	必要と認められる期間
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日間の範囲内の期間
出産休暇	6週間(多胎妊婦の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内の期間
妊産婦等の健康診断等のための休暇	必要と認められる期間
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	5日の範囲内の期間
子の看護休暇 (小学校就学前)	1年につき5日の範囲内の期間
短期介護休暇 (要介護者の介護)	1年につき5日の範囲内の期間
引退休暇	死亡した者の続柄に応じ1日から7日の範囲内の期間
法要休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7～9月内で原則として連続する3日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする状態ごとに、連続する6月の期間内

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の状況

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	5件
育児休業期間延長の承認件数	0件	0件

(2) 配偶者同行休業の状況

区分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容	処分者数	処分事由
分限	0人	
免職	0人	
休職	4人	心身の故障のため
降任	0人	
降給	0人	
懲戒処分	0人	
免職	0人	
停職	0人	
減給	0人	
戒告	0人	

7 職員のサービスの状況

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	0件	0件
職務専念義務の免除	0件	0件

8 職員の退職管理の状況

本広域連合では職員の退職管理を適正に確保するため、「もとす広域連合職員の退職管理に関する条例」及び「もとす広域連合職員の退職管理に関する規則」を定め、元職員による現職職員への働きかけを規制するなど適正な退職管理に取り組んでいます。

9 職員の研修の状況

区分	研修名	受講者数
岐阜県市町村振興協会 市町村研修センター	新規採用職員研修	6人
	新規採用職員フォローアップ研修	6人
	中堅職員研修	3人
	接遇基礎研修	1人
	民法(家族法)講座	1人
	プレゼンテーション能力向上講座	1人
	女性職員のためのステップアップ講座	1人
	条例の見方・つくり方基礎講座	1人
	接遇リーダー養成研修	1人
	パソコン講座(ワード2010中級)	1人
パソコン講座(エクセル2010中級)	1人	
その他		
本庁	障害者支援区分認定調査員及び市町村審査委員初任者研修	1人
	介護保険保険者担当職員研修会	2人
	第三者行為求償事務研修会	1人
	介護相談員養成研修	1人
	介護給付適正化研修会	1人
	岐阜県相談支援事業者連絡協議会	2人
	岐阜県相談支援現任者研修	1人
	岐阜県相談支援初任者研修	1人
	岐阜県サービス管理責任者等研修	2人
	岐阜県障害児研究会	9人
可児市ネットワーク研究会	8人	
美濃市ネットワーク研究会	8人	
東海四県言語・聴覚・発達障害児教育研究大会 三重大会	1人	
ペラレント・トレーニング指導者養成者研究会	9人	
指定障害福祉サービス事業者等集団指導説明会	1人	
衛生施設	中部ブロック 災害廃棄物対策セミナー	1人
	岐阜県災害廃棄物処理施設説明会及び研修会	1人
	災害廃棄物の広域処理研修会	1人
	岐阜県一般廃棄物処理施設連絡協議会し尿処理専門部会	2人
	第1回岐阜県環境推進研修会	1人
	第2回岐阜県環境推進研修会	1人
	危険物取扱者保安講習	1人
	ダイオキシン業務に係る作業指揮者養成研修会	1人
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1人
	電気保安講習	1人
焼却灰最終処分場視察研修	2人	
汚泥リサイクル施設視察研修	2人	
老人福祉施設	介護施設職員接遇研修	6人
	介護プロフェッショナルキャリア段位制度アセッサー講習	7人
	福祉施設ボランティアマネジメント研修	1人
	介護現場におけるリスクマネジメント研修	1人
	介護職員等によるたん吸引等指導者養成研修	3人
	福祉相談業務従事者研修	1人
	高齢者介護職員等結核予防研修	1人
	高齢者権利擁護に係る看護実務者研修	1人
	認知症介護実践者研修	1人
	東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会	5人
中堅介護職員育成研修	2人	
介護職員等によるたん吸引研修	2人	
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程管理職員コース研修	1人	
岐阜県老人福祉施設協議会岐阜支部看護師会研修	1人	
岐阜県老人福祉施設協議会岐阜支部施設長・事務員部会 合同研修	1人	
岐阜県老人福祉施設協議会岐阜支部介護士部会研修	1人	
岐阜県地域包括・在宅介護支援センター協議会 視察研修	1人	
福祉用具・住宅改修(基礎)研修	1人	
医療・福祉に関わる多職種連携研修	7人	
特定給食施設等関係者研修	1人	
養護老人ホーム委員会研修	1人	
養護老人ホーム委員会県外視察研修	2人	
認知症疾患医療センター専門職研修	1人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

年代別定期健康診断	受診者数
	89人

(2) 共済制度

・岐阜県市町村職員共済組合に加入

(3) 公務災害補償制度

・地方公務員災害補償基金岐阜県支部に加入

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

・該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

・該当なし

もとす広域連合管内の介護保険利用状況

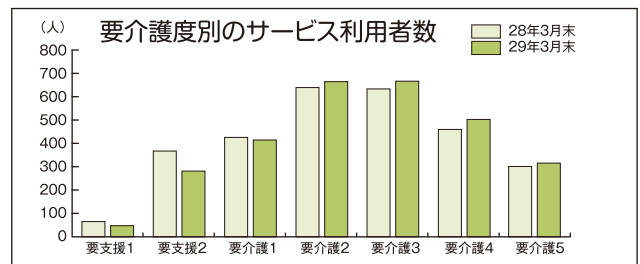
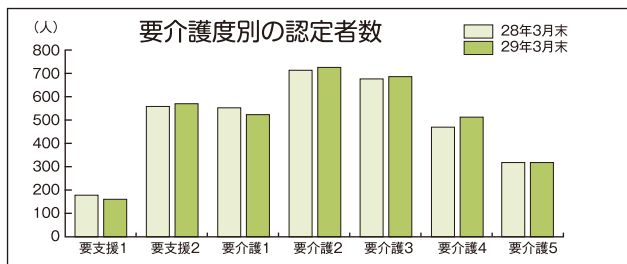
①もとす広域連合管内(瑞穂市・本巣市・北方町)の状況

区分	28年3月末	29年3月末
総人口(人) A	106,871	107,064
65歳以上人口(人) B	24,400	25,098
高齢化率(%) B/A	22.8	23.4

区分	28年3月末	29年3月末
認定者数(人) C	3,534	3,565
利用者数(人) D	2,978	2,942
認定率(%) C/B	14.5	14.2
利用率(%) D/C	84.3	82.5

②要介護度別の認定状況

認定区分	認定者数(人)		サービス利用者数(人)	
	28年3月末	29年3月末	28年3月末	29年3月末
要支援1	196	180	96	67
要支援2	569	576	389	297
要介護1	560	537	437	425
要介護2	715	726	644	663
要介護3	685	694	642	666
要介護4	484	527	463	504
要介護5	325	325	307	320
合計	3,534	3,565	2,978	2,942



③在宅サービス・施設サービスの利用割合

サービス区分	利用者数の構成比(%)		費用額の構成比(%)	
	28年3月末	29年3月末	28年3月末	29年3月末
在宅サービス	76.6	75.8	60.9	61.2
施設サービス	23.4	24.2	39.1	38.8



④在宅サービス・施設サービスの利用状況(1ヶ月分)

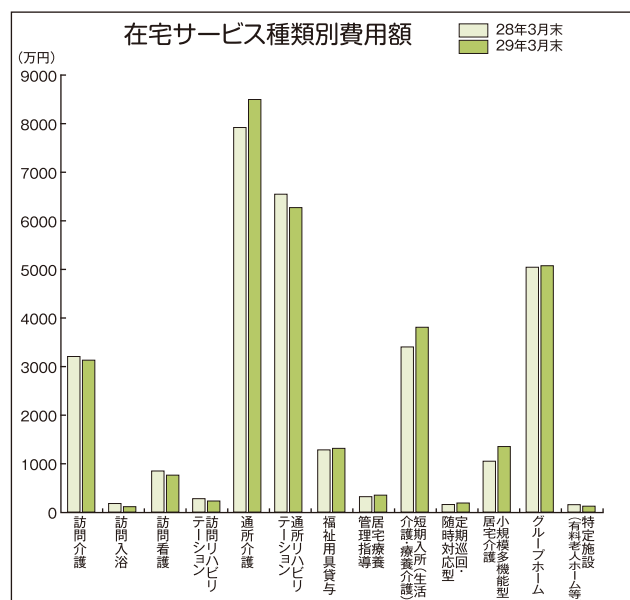
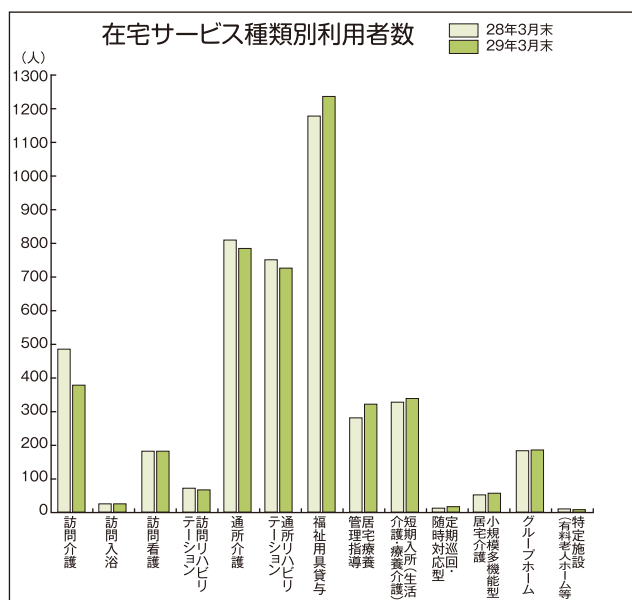
サービス区分		28年3月末	29年3月末
在宅	利用者数(人)	2,281	2,230
	費用額(千円)	306,347	318,570
	1人当たり費用月額(円)	134,304	142,857
	※対支給限度額比率(%)	56.9	58.1
施設	利用者数(人)	697	712
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	409	414
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	49	50
	老人保健施設	237	245
	療養型医療施設	10	10
	費用額(千円)	196,778	201,821
1人当たり費用月額(円)		282,321	283,456

※一月に重複して施設を利用する場合があるため、合計が合わないことがあります。
 ※対支給限度額比率とは、要介護度に応じて介護保険で利用できる在宅での介護サービスの支給限度額に対して、実際に利用した額の比率です。この数字が高ければ、在宅サービスがよくなることを表します。

⑤在宅サービス種類別利用者数・費用額(1ヶ月分)

サービス区分	利用者数(人)		費用額(千円)	
	28年3月分	29年3月分	28年3月分	29年3月分
訪問介護	493	391	31,750	30,152
訪問入浴	23	23	1,837	1,613
訪問看護	180	180	8,702	8,041
訪問リハビリテーション	71	69	2,546	2,400
通所介護	835	785	79,024	85,327
通所リハビリテーション	753	733	66,197	63,971
福祉用具貸与	1,186	1,246	14,033	14,714
居宅療養管理指導	294	326	3,087	3,992
短期入所(生活介護・療養介護)	332	344	34,698	38,605
定期巡回・随時対応型	13	15	1,922	2,192
小規模多機能型居宅介護	54	67	10,707	14,461
グループホーム	180	185	50,106	51,955
特定施設(有料老人ホーム等)	9	7	1,814	1,599
合計	4,423	4,371	306,423	319,022

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合があります。



⑥福祉用具購入と住宅改修の利用者数・費用額(年度)

区分	利用者数(人)			費用額(千円)		
	27年度	28年度	伸率(%)	27年度	28年度	伸率(%)
福祉用具購入	260	280	7.7	8,098	9,048	11.7
住宅改修	279	276	△1.1	27,766	26,574	△4.3

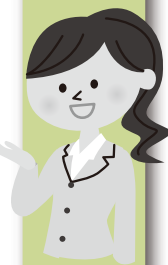
⑦住宅改修工事種別件数(年度)

工事区分	工事種別件数(件)		
	27年度	28年度	伸率(%)
手すりの取付	267	268	0.4
段差の解消	96	97	1.0
床材等の変更	19	22	15.8
引き戸等への扉の改修	37	26	△29.7
便器の取替	5	6	20.0
合計	424	419	△1.2

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合がありますので⑥の住宅改修の利用者数と一致しません。



みんなには幼児療育センターです



幼児療育センターでは、保護者向けの療育講座を年4回実施しています。

9月までの療育講座に参加された保護者の声を紹介します。

第1回療育講座 5月25日(木)

「集団適応の苦手な子の理解と医療」

いかわクリニック院長 井川典克先生

集団適応の苦手な子ども達の行動を理解する時、①幼少期から②③④でも、誰がいても起こる行動は特性⑤ある時から⑥⑦⑧でも誰がいてもあらわれるのは症状⑨ある時だけある所で特定の他者にあらわれるのは反応⑩という捉えに納得でき、子どもの行動の理解に努めたと思います。

(保護者A)

療育は子どものためではなく、実は親が受けるべきなのかもしれない。子ども自身は、成長しているけれど本質は変わっていない。親環境が変われば子どもも変わる。アプローチの仕方が変わることで子どもの行動が変わる……こんなことを最近、よく考えていました。井川先生のお話は、とても理解でき、今後の対応に困った時、必ずヒントになると思います。

(保護者B)

子ども達は初めから上手くはできないけれど結果にとらわれず、試行錯誤して成長する姿を温かく見守れる親になりたいと思います。

(保護者C)



手をかける個別支援が必要だったわが子が、事前に見通しを提示すれば、手を貸さなくても声かけだけの支援で、何とかできるようになってきました。この先、見守りと必要に応じてかけられた支援でなんとか一人でできるまで導いていきたいと思いました。

(保護者D)

第2回療育講座 5月29日(月)

「修了児の保護者のお話を聴く会」

組織市町の教育委員会・OB保護者

今年度も、瑞穂市・本巣市・北方町の教育委員会の先生、二年生と五年生の保護者の皆さんのお話しは、就学の方角性を考えていくうえで情報や保護者からのエールを頂戴する時間でした。まだまだ、先が見えず不安ばかりですが、就学相談会に参加したり、学校(学級)見学がお願いできることがわかり少し安心しました。まず、親として、子どもの個の力がいかに集団生活で活かされているのか、また、どんなことに困っているのか、難しいのかを正しく捉え、子どもが一番良い環境に置いて、子どもに関わる周りの方々のお話を参考にしながら決めていくスタート地点に立てる機会になったように思います。

(保護者E)



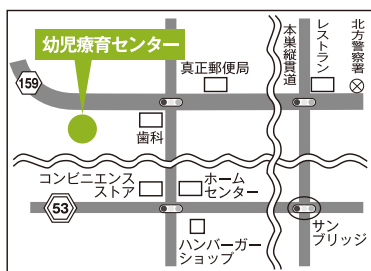
OBの方々からの励ましと応援の声
OBの方々から、たくさんエールが届きましたのでいくつかご紹介いたします。

私は子どもの現実を理解するのに時間がかかったのですが、早く気付いてあげられれば対処法や接し方に工夫や配慮ができたのに、と後悔しています。今振り返った時、子どもの気付きに対する周りの声に耳を傾け、早いうちから子どもの細かいところへ、目を向け支えてあげてほしいと思います。

一人で抱え込まず、周りに相談すべきでした。一番かわいいと言われる時期に、かわいいと思えない時間があったことが悲しいです。精一杯子どもと向き合いつても無理をしないで、日々の積み重ねを大切にしていきたいです。

子どもが今できていることを当たり前だと思わず、たくさん褒めて自信をつけてあげてほしいと思います。

幼児期から発達を理解し、子どもと一緒に成長できたことはとてもよかったです。大きなことは多いけれど、人より少し時間がかかるだけでいいことが増えていくことがわかり、成長を楽しみながら見守れるようになりました。幼児期に戻れるとしたら焦らず無理しないで伝えたいです。



〒501-0471 本巣市政田500番地1
TEL058-323-0584
FAX058-320-2287

もとす広域連合 療育医療施設 幼児療育センター

老人福祉施設 大和園

介護者交流会について

老人福祉施設大和園では、介護者の方を支援することを目的に、毎年度3回の介護者交流会を開催しています。今回は、今年度の介護者交流会についてご案内します。

第1回の様子

第1回は、7月26日「認知症について知ろう」をテーマに、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解を深めていただきました。



クイズや笑いを交えた
固過ぎない講義中♪

寸劇での事例紹介は
わかりやすかった
との声も♪



第2回の予定

◆日時:10月10日(火)

午後1時30分～午後3時

◆場所:老人福祉施設大和園 2階大会議室

第2回は、「介護者の癒し ～アロマ～」をテーマに、地域のみなさまと交流を深めていきたいと思います。

第3回の予定

第3回は、来年2月頃に開催予定です。

詳細は、後日もとす広域連合広報誌、ホームページ等でご案内します。

介護者交流会は、実際に介護をされている方・興味のある方どなたでも参加は自由です。お気軽にお問合せ下さい。

老人福祉施設 大和園 老人介護支援センター (0581) 34-2855

職員募集

	職種	仕事の内容	必要資格	報酬・時給	休暇
①	介護嘱託員	夜勤含む 生活介護全般	介護職員初任者研修(ヘルパー2級) 以上の資格を有する方	月給178,600円 夜間勤務手当 ボーナス有	年間休日152日程度 有給休暇有
②	介護職員(パート)	生活介護全般	資格不問、短時間可	時給850円～1,125円	年間休日120日程度 有給休暇有
③	看護職員(パート)	生活医療全般	看護師又は准看護師資格を有する方 短時間可	時給1,230円～1,497円	
④	介護支援専門員(パート)	ケアマネ業務全般	介護支援専門員の資格を有する方	時給1,030円～1,080円	
⑤	運転手(パート)	デイサービスの送迎	普通自動車免許を有する方	時給1,000円	

詳しくは右記までお問い合わせください。 老人福祉施設 大和園 経営管理係 本葉市曾井中島1156番地4 電話 0581-34-2555



9月～12月の診療日

9月	3日	10日	17日	18日	23日	24日
10月	1日	8日	9日	15日	22日	29日
11月	3日	5日	12日	19日	23日	26日
12月	3日	10日	17日	23日	24日	31日



※当番医につきましては、もとす医師会ホームページをご参照ください。
※受診時は医療保険証をご持参ください。
※薬は原則、当日分のみの処方となります。

○診療科目/内科、小児科
○診療時間/午前9時～正午
午後1時～4時
○診療日/日曜日、祝日
1月2日・3日・8月15日(お盆)
○場所/北方町北方3219-25
(北方警察署東隣)
○電話/058-323-0523(直通)
(直通電話は診療時間のみ通話可能です)

**休日急患診療所の
ご案内**

認知症を予防しましょう!

認知症は脳の障害による病気で、老化にともない誰がかかる可能性があります。

生活習慣の改善や、症状が軽い段階からの適切な治療やケアにより、症状を軽減したり進行を遅らせることのできる病気です。



有酸素運動をしましょう!

ウォーキング、体操、水泳などの有酸素運動は、脳の血流を増やすことなどから、認知症発症リスクを低下させることが知られています。

脱水を防ぐための水分補給をしましょう!

食事以外に1日1~1.5ℓを目安に水分を摂りましょう。

認知症を予防するための生活習慣

栄養バランスのよい食事をよくかんで!

緑黄色野菜や果実、魚を中心にした和食などがおすすめ。1日3食よくかんで味わって食べましょう。

日中は外で運動して、昼寝するなら30分以内に!

昼夜が逆転しないように、1日のリズムを整えることが大事です。



北方町認知症カフェで「いきいき百歳体操」を行っている様子

各市町で認知症カフェ、認知症サポーター養成講座等を開催しています。認知症についてお困りのご本人・ご家族の方の相談も受け付けています。

詳しくは、お住まいの市町の地域包括支援センターまでお問い合わせください。



各市町の地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターは行政機関等の相談窓口と連携をとっています。お気軽にご相談ください。

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(瑞穂市総合センター1階) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1(本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内) 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114